

報告第15号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

平成30年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 平成 30年 4月 1日

至 平成 31年 3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

平成 30 年度

事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

平成 30 年度 事業報告書
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針 1) 成年後見制度を支える公益社団法人として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成・育成と活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針 2) 成年後見制度推進機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針 3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成事業として、区民後見人等養成研修（基礎講座）（実務研修）を実施した。その後、修了者を区民後見人等候補者名簿に登録した。

また、平成 30 年 4 月に策定された「杉並区保健福祉計画」において、当センターは地域連携ネットワークの中核機関として位置づけられた。成年後見制度の利用促進に取り組むための「地域連携ネットワークづくり」の検討について作業部会を開催し、協議会の設置について要綱の整備を行った。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 定時社員総会 平成 30 年 5 月 16 日</p> <p>[報告事項]</p> <p>平成 29 年度事業報告及び監査報告について</p> <p>[決議事項]</p> <p>議案第 1 号 平成 29 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について</p> <p>議案第 2 号 理事及び監事の選任について</p>
理事会	<p>○ 第 1 回 平成 30 年 5 月 2 日</p> <p>[決議事項]</p> <p>議案第 1 号 平成 29 年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について</p> <p>議案第 2 号 平成 29 年度事業報告等に係る提出書類の承認について</p> <p>議案第 3 号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について</p> <p>議案第 4 号 定時社員総会の開催について</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略</p> <p>理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。</p> <p>決議があったものとみなされた日：平成 30 年 5 月 25 日</p> <p>議案第 5 号 苦情解決委員の選任について</p>

<p>理事会</p>	<p>○ 第2回 平成30年11月6日</p> <p>[報告事項]</p> <p>(1) 上半期事業概要報告(平成30年4月～9月)</p> <p>(2) 理事会決議省略による苦情解決委員の選任について</p> <p>(3) 地域連携ネットワーク体制整備における協議会設置に向けた作業部会の立ち上げについて</p> <p>(4) 平成28年度におけるセンターへの遺贈財産の残余財産について</p> <p>○ 第3回 平成31年3月26日</p> <p>[決議事項]</p> <p>議案第6号 平成31年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について</p> <p>議案第7号 専門委員の選任について</p> <p>議案第8号 苦情解決委員の選任について</p> <p>議案第9号 運営委員会の委員の選任について</p> <p>議案第10号 理事の選任及び社員総会への付議について</p> <p>議案第11号 臨時社員総会の開催について</p> <p>議案第12号 成年後見制度利用に関する助成事業実施要綱の改正について</p> <p>議案第13号 杉並区成年後見制度利用促進協議会設置要綱の制定について</p> <p>[報告事項]</p> <p>(1) 地域連携ネットワーク体制整備における協議会設置に向けた作業部会の検討報告について</p> <p>(2) 平成28年度におけるセンターへの遺贈財産の残余財産受入と使途報告について</p>
------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回 平成30年4月13日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議6件 <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見3号 報酬付与申立てについて ・監督109号 報酬付与申立てについて ・監督111号 後見終了後の対応案について ・監督111号 報酬付与申立てについて ○ 第2回 平成30年5月11日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議3件 <ul style="list-style-type: none"> ・監督114号 後見終了後の対応案について ○ 第3回 平成30年6月8日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議6件 <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見5号 報酬付与申立てについて ・監督114号 報酬付与申立てについて ・監督115号 初回報告について ○ 第4回 平成30年7月13日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議8件 <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見3号 施設サービス計画書について ・監督110号 報酬付与申立てについて ・監督116号 初回報告について ○ 第5回 平成30年8月10日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議8件 <ul style="list-style-type: none"> ・監督104号 報酬付与申立てについて ○ 第6回 平成30年9月14日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議3件 <ul style="list-style-type: none"> ・監督110号 後見終了後の対応案について ・協議会設置に向けた作業部会の立ち上げについて ○ 第7回 平成30年10月12日 <ul style="list-style-type: none"> 議事 事例審議4件 <ul style="list-style-type: none"> ・監督110号 報酬付与申立てについて ・監督115号 後見終了後の対応案について ・監督117号 初回報告について ・監督118号 初回報告について
--------------	---

<p>運営委員会</p>	<p>○ 第8回 平成30年11月9日 議事 事例審議2件 ・監督115号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第9回 平成30年12月14日 議事 事例審議7件</p> <p>○ 第10回 平成31年1月11日 議事 事例審議3件 ・法人後見3号 施設サービス計画書について ・監督104号 後見終了後の対応案について ・監督104号 報酬付与申立てについて ・監督112号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第11回 平成31年2月8日 議事 事例審議5件 ・法人後見5号 サービス等利用計画書について</p> <p>○ 第12回 平成31年3月8日 議事 事例審議5件 ・法人後見2号 報酬付与申立てについて ・法人後見2号 サービス等利用計画書について</p>
<p>協議会設置に向けた作業部会</p>	<p>平成30年4月に策定された「杉並区保健福祉計画」において、成年後見制度の利用促進のために取り組むこととした「地域連携ネットワークづくり」の検討について作業部会を開催した。</p> <p>○ 第1回 作業部会 平成30年9月26日</p> <p>○ 第2回 作業部会 平成30年10月31日</p>
<p>区、社協との会議</p>	<p>事務事業及び運営体制の拡充、整備に関して、杉並区、杉並区社会福祉協議会との会議を開催した。</p> <p>○ 第1回 調整会議 平成30年5月23日</p> <p>○ 第2回 調整会議 平成30年6月28日</p> <p>○ 第3回 調整会議 平成30年7月31日</p> <p>○ 第4回 調整会議 平成31年3月13日</p>

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会「笑って知ろう 落語で成年後見制度」</p> <p>主催 杉並区成年後見センター</p> <p>日時 平成 30 年 7 月 27 日 (金)</p> <p>午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分</p> <p>内容 第 1 部「成年後見落語」 第 2 部「成年後見制度 ここがポイント」</p> <p>講師 落語家 桂 ひな太郎氏 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 46 名</p> <p><感想・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・落語だったので、例も多く大変わかりやすく楽しく学ぶことができました。 ・必要になったら、成年後見センターにまず相談に行こうと思った。 ・今回は聞きたかった任意後見制度についてより理解できてよかったです。 ・制度がなかなか難しい。 <p>○ 講演会 聴いてみよう終活講座 楽しもう小田陽子ライブ 阿佐谷地域区民センター協議会との協働事業</p> <p>日時 平成 31 年 1 月 26 日 (土)</p> <p>午後 1 時 30 分～4 時</p> <p>内容 第 1 部 最後まで自分らしく 終活の始め方 第 2 部 小田陽子さんによるミニライブ</p> <p>講師 一般社団法人日本エンディングサポート協会理事長 佐々木 悦子 氏</p> <p>受講者 85 名</p> <p><感想・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲に渡って話が聞けて良かった。 ・何から手を付けていいのかわからなかったが、きっかけをもらえた。 ・成年後見制度についてさらに詳しく聞きたい。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業に関しては、杉並区区民生活部地域課地域人材育成係と協働し、区民後見人等養成研修（基礎講座）を実施した。さらに、基礎講座修了者を対象に、区民後見人等養成研修（実務研修）を実施した。その後、実務研修修了者に対して小論文及び面接による選考を行い、登録者として決定された方を区民後見人等候補者名簿に登録した。

また、「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」において、区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件として当法人が必要と認め実施した研修への参加を要件としているため、「区民後見人等候補者名簿登録者フォローアップ研修」を実施した。

さらに、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として活用する事業を行っており、法人後見支援員としての活動の他、当センターが行う周知活動の事業支援員としての活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容
区民後見人等養成研修	<ul style="list-style-type: none">○ 講座名「すぎなみ地域大学 区民後見人基礎講座」 主催 杉並区 区民生活部地域課 地域人材育成係 運営 杉並区成年後見センターが受託 内容 成年後見に関する基礎知識や後見業務等を学ぶ 期間 事前説明会 1回（平成30年6月23日） 講義 全5回（平成30年8月4日～10月6日） 参加者 事前説明会 35名 申込者 31名 修了者 17名 ○ 講座名「区民後見人等実務研修」 主催 杉並区成年後見センター 内容 後見業務の実務を学ぶ講座、施設見学、 専門職後見人との意見交換 期間 講義等 全3回 （平成30年12月15日～平成31年2月2日） 参加者 申込者 16名 修了者 16名

<p>区民後見人等 養成研修</p>	<p>○ 区民後見人等候補者名簿登録選考 日時 平成 31 年 2 月 23 日 (土) 午後 1 時～ 内容 成年後見制度についての小論文、面接、 基礎講座及び実務研修の出席状況 参加者 申込者 16 名 合格者 13 名</p> <p>○ 区民後見人等候補者名簿への登録 登録日 平成 31 年 3 月 31 日 登録者 区民後見人等候補者名簿登録選考の合格者 13 名</p>
<p>区民後見人等の 育成・支援</p>	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <p>・ 第 1 回 フォローアップ研修 日時 平成 30 年 10 月 27 日 (土) 午後 2 時～ 4 時 内容 「区民後見人が知っておくべき精神疾患」 講師 医師 川手 恒太 氏 出席者 11 名</p> <p>・ 第 2 回 フォローアップ研修 日時 平成 31 年 2 月 16 日 (土) 午後 2 時～ 4 時 内容 「後見人が知っておくべき死後事務について」 講師 弁護士 原崎 千賀子 氏 内容 「区民後見人としての実践報告」 発表者 区民後見人受任経験者 出席者 12 名</p>

区民後見人等の 育成・支援	<p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民後見人登録者 24名（平成31年3月31日現在） （登録者24名の内訳） 東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者1名、区民後見人養成研修修了者23名（平成21年度登録者2名、平成24年度登録者3名、平成27年度登録者5名、平成30年度登録者13名） ・ 活動状況 <ul style="list-style-type: none"> 法人後見支援員 4名 事務支援員 1名 事業支援員 10名 地域福祉権利擁護事業 生活支援員 6名 ・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">30年度</th> <th colspan="2">29年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> ・ 後見人受任状況 平成29年度より継続の6件に加え、当年度において新たに6件の後見人受任の審判がおりたため、平成30年度の受任件数は12件となった。なお、当年度において被後見人の死亡により6件終了したため、平成31年3月末現在の後見人受任件数は6件となった。 ・ 区民後見人登録者のうち受任していない者の人数18名 （未受任の登録者16名、被後見人の死亡による後見事務終了者2名） 	30年度		29年度		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数	4	6	2	1
30年度		29年度											
推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数										
4	6	2	1										

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行った。

また、前年度に引き続き区庁舎や区民向けの催事への参加を通じ、成年後見制度のパネル展示や出張説明会を行った。今年度は新たに障害者、高齢者を対象とした催事に参加し、周知活動のより一層の充実に取り組んでいる。これらの周知活動の実施に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った。

業項目	実施内容
パンフレットの配布	○ パンフレットの配布 今年度はケア 24 や障害者地域相談支援センター等の関係機関に加えて、視覚障害者会館等にも配付対象先を拡大し、より一層の成年後見制度と当センターの周知及び広報を行った。 なお、配付にあたっては従来のパンフレットに加え、前年度に作成した制度利用者本人向けに読みやすくした説明用パンフレット及び同パンフレットの点訳の配布を行った。
周知活動	○ 周知活動 ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 9 月 4 日（火）～6 日（木）の 3 日間 ・「杉並障害者福祉会館まつり」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 10 月 14 日（日） ・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 10 月 20 日（土） ・「すぎなみフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 11 月 3 日（土）桃井原っぱ公園 ・区庁舎「障害者団体・障害者施設紹介パネル展」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 11 月 26 日（月）～11 月 30 日（金） ・障害者週間事業「ふれあいフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 平成 30 年 12 月 2 日（日）セッション杉並

<p>周知活動</p>	<p>○出張説明会の開催 杉並区社会福祉協議会との共催による、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成30年10月17日(水) 午後1時30分から3時30分 高円寺北区民集会所 参加者 4名 ・第2回 平成31年2月19日(火) 午後1時～3時 まちナカコミュニティ西荻みなみ 参加者 13名 <p>講師 杉並区成年後見センター相談員 杉並区社会福祉協議会あんしんサポート専門員</p>																																								
<p>研修会等への参加</p>	<p>○区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会へ参加し、説明を行った。 (一般区民対象4回、関係機関対象7回)</p> <table border="1" data-bbox="520 1048 1353 1977"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月日</th> <th>内容等</th> <th>対象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>H30.6.1</td> <td>高齢者虐待、権利擁護研修 (杉並区主催)</td> <td>ケアマネジャー・介護保険事業所職員・ケア24職員</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>H30.6.9</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)</td> <td>一般区民</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>H30.6.12</td> <td>障害者雇用支援ネットワーク会議</td> <td>相談支援事業所職員、福祉施設職員、作業所職員、区職員</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>H30.7.2</td> <td>成年後見勉強会 (すまいる高井戸主催)</td> <td>一般区民</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>H30.7.17</td> <td>成年後見勉強会 (阿佐谷北きずなサロン主催)</td> <td>一般区民</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>H30.7.26</td> <td>成年後見講座 (すまいる高円寺主催)</td> <td>区職員、事業所職員</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>H30.6月～10月</td> <td>民生委員児童委員協議会</td> <td>6地区民生委員・児童委員協議会委員</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table>	回	月日	内容等	対象	参加者数	1	H30.6.1	高齢者虐待、権利擁護研修 (杉並区主催)	ケアマネジャー・介護保険事業所職員・ケア24職員	50	2	H30.6.9	税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)	一般区民	68	3	H30.6.12	障害者雇用支援ネットワーク会議	相談支援事業所職員、福祉施設職員、作業所職員、区職員	25	4	H30.7.2	成年後見勉強会 (すまいる高井戸主催)	一般区民	13	5	H30.7.17	成年後見勉強会 (阿佐谷北きずなサロン主催)	一般区民	23	6	H30.7.26	成年後見講座 (すまいる高円寺主催)	区職員、事業所職員	5	7	H30.6月～10月	民生委員児童委員協議会	6地区民生委員・児童委員協議会委員	165
回	月日	内容等	対象	参加者数																																					
1	H30.6.1	高齢者虐待、権利擁護研修 (杉並区主催)	ケアマネジャー・介護保険事業所職員・ケア24職員	50																																					
2	H30.6.9	税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)	一般区民	68																																					
3	H30.6.12	障害者雇用支援ネットワーク会議	相談支援事業所職員、福祉施設職員、作業所職員、区職員	25																																					
4	H30.7.2	成年後見勉強会 (すまいる高井戸主催)	一般区民	13																																					
5	H30.7.17	成年後見勉強会 (阿佐谷北きずなサロン主催)	一般区民	23																																					
6	H30.7.26	成年後見講座 (すまいる高円寺主催)	区職員、事業所職員	5																																					
7	H30.6月～10月	民生委員児童委員協議会	6地区民生委員・児童委員協議会委員	165																																					

研修会等への参加	8	H30.9.3	あんしん協力員研修 (ケア24久我山主催)	ケア24職員、あんしん協力員	22
	9	H30.9.11	自立支援協議会	相談支援専門員	9
	10	H30.10.30	介護者教室 (ケア24荻窪主催)	一般区民	11
	11	H30.11.30	あんしん協力員地域連絡会 (ケア24南ブロック主催)	あんしん協力員	30

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施した。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、初回相談に続き、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談にも対応した。

事業項目	実施内容																																													
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度とほぼ同数であった。</p> <p>相談対象者の構成比は、認知症が70%、精神疾患11%、知的障害8%、高齢者6%、その他5%となっている。</p> <p>主な相談者の構成比は、本人、親族からの相談が30%（内訳は本人9%、親・子・配偶者11%、その他の親族10%）、関係機関からの相談は52%、後見受任者11%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位：件）（ ）書は新規相談で内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>203</td> <td>282</td> <td>263</td> <td>222</td> <td>231</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(51)</td> <td>(71)</td> <td>(66)</td> <td>(45)</td> <td>(75)</td> <td>(53)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>225</td> <td>226</td> <td>210</td> <td>217</td> <td>183</td> <td>194</td> <td>2,655</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(60)</td> <td>(65)</td> <td>(40)</td> <td>(52)</td> <td>(44)</td> <td>(61)</td> <td>(683)</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	203	282	263	222	231	199	うち新規	(51)	(71)	(66)	(45)	(75)	(53)	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	225	226	210	217	183	194	2,655	うち新規	(60)	(65)	(40)	(52)	(44)	(61)	(683)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
相談件数	203	282	263	222	231	199																																								
うち新規	(51)	(71)	(66)	(45)	(75)	(53)																																								
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																							
相談件数	225	226	210	217	183	194	2,655																																							
うち新規	(60)	(65)	(40)	(52)	(44)	(61)	(683)																																							

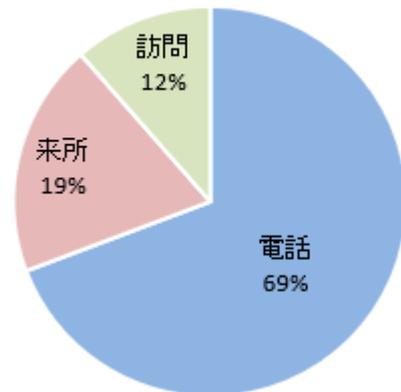
相談事業
の実施

[相談方法内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

	30年度	29年度
電話	1,838 (376)	1,824 (336)
来所	514 (295)	474 (231)
訪問	303 (12)	364 (7)
計	2,655 (683)	2,662 (574)

[相談方法内訳]

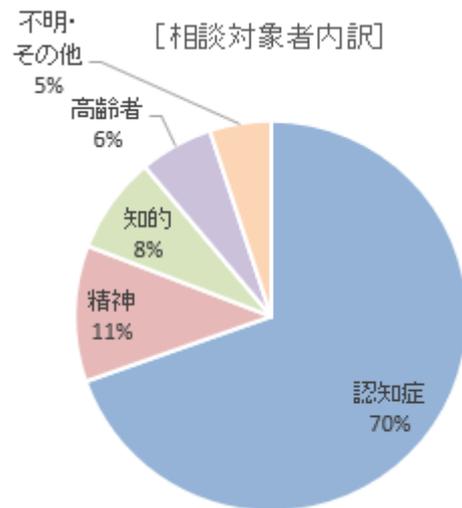


[相談対象者内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

	30年度	29年度
認知症	1,848 (396)	2,034 (390)
精神疾患	299 (73)	263 (53)
知的障害	213 (46)	185 (26)
高齢者	161 (97)	99 (63)
不明・その他	134 (71)	81 (42)
計	2,655 (683)	2,662 (574)

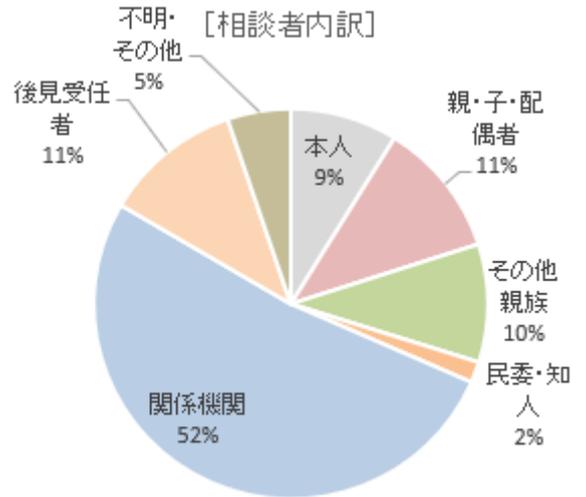
[相談対象者内訳]



相談事業
の実施

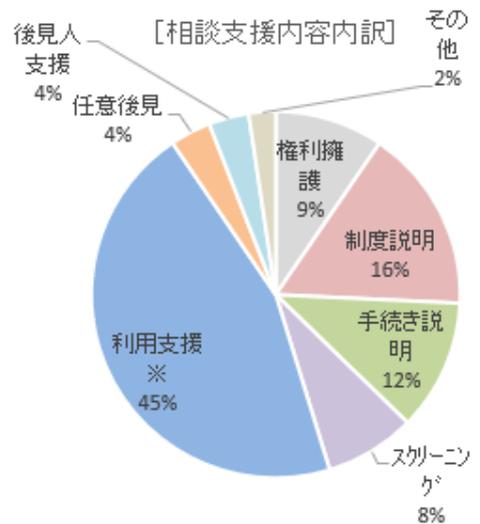
[相談者内訳] (単位：件数)

	30年度	29年度
本人	300	271
親・子・ 配偶者	382	448
その他親族	333	379
民委・知人	59	47
関係機関	1,765	1,738
後見受任者	386	422
不明・ その他	177	116
計	3,402	3,421



[相談支援内容内訳] (単位：件数)

	30年度	29年度
権利擁護	324	556
法定後見		
制度説明	553	424
手続き説明	394	280
スクリーニング	271	346
利用支援 ※	1,542	1,786
任意後見	122	129
後見人支援	120	69
その他	80	127
計	3,406	3,717



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業 の実施</p>	<p>○ 税理士会を中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。 開催日 平成30年6月9日(土) 午前10時から午後4時 相談者 18名 相談員 25名 (内訳: 当センター1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部22名 リーガルサポート東京支部1名、東京社会福祉士会1名)</p> <p>○ リーガルサポートを中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。 開催日 平成30年11月17日(土) 午前10時から午後4時 相談者 10名 相談員 12名 (内訳: 当センター1名、リーガルサポート東京支部7名、 東京社会福祉士会2名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部2名)</p>
---------------------	---

申立て手続き支援の実施	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。(単位：件)				
	申立て手続き支援の内容		30年度	29年度	
	継続相談（複数回の相談対応）		1,389	1,601	
	書類作成支援		82	116	
	家裁・鑑定医等への同行・調査立会		20	21	
	その他		51	48	
	合 計		1,542	1,786	
			30年度	29年度	
	支援対象者人数		123人	119人	
	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。(単位：件)				
項目	内訳	30年度		29年度	
		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数
第三者	弁護士	5	4	3	2
後見人等	司法書士	25	21	37	36
候補者	社会福祉士	16	16	22	18
紹介	税理士	7	10	11	7
	計	53	51	73	63
項目		30年度		29年度	
鑑定医紹介		紹介件数		紹介件数	
		0		0	
<p>※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。</p> <p>推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。</p> <p>※ 平成30年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。</p> <p>資料1では、第三者後見人等候補者の推薦53件に加え、家裁に一任したものが1件、法人後見1件、区民後見人の推薦4件、合計59件の審議状況を記載している。</p>					

職員研修 の実施	○ 相談業務・申立て手続き支援業務において、区民等からの相談によりの確な対応ができるよう、内部研修、外部研修を通じて、センター相談員のレベルアップを図った。		
	・内部研修		
	区分	研修内容等	
法律・財産管理研修	法律職員による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」について ・死後事務について ・「成年後見実務の運用と諸問題」について		
・外部研修			
	研修内容	主催	参加人数
	成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	2
	地域ネットワークと中核機関	東京都社会福祉協議会	2
	地域ネットワークと中核機関について考える	東京都社会福祉協議会	1
	意思決定支援	東京都社会福祉協議会	1
	本人情報シートの活用を考える	東京都社会福祉協議会	2
	心の病気への理解と対応	杉並福祉事務所	2
	高齢者虐待対応研修	高齢者権利擁護センター	2
	認知症サポーター養成講座	在宅医療生活支援センター	5
	支援困難事例と向き合う	在宅医療生活支援センター	4

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	30年度	29年度
	申立て費用助成	—	—
報酬費用助成	1件	—	

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	○親族後見人のための勉強会 日時 平成31年3月22日(金) 午後2時～4時 内容 成年後見制度に関する家庭裁判所の最新動向や後見事務について 親族後見人としての悩みや疑問の共有 講師 弁護士 原崎 千賀子 氏 社会福祉士 金子 千英子 氏 参加者 11名(親族後見人9名、一般(申立て予定者)1名、区民後見人登録者1名)

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議に出席し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

さらに、杉並区内の関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用推進連絡会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議 参加回数 2回 ○ 杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との定期業務連絡会 開催回数 12回（原則毎月開催） ○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 参加回数 2回 ○ 杉並区成年後見制度利用推進連絡会 開催日 平成31年2月4日（月） 午後3時～5時 出席者 17団体 23名 内容 ・杉並区成年後見センターの事業実施状況 ・地域連携ネットワークの体制整備及び協議会の発足について

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

平成 30 年度は、平成 29 年度より継続の 3 件の法人後見事務を行った。

さらに、法人後見の受任拡充に向け、平成 29 年度に整備した法人後見受任基準に基づき受任の検討を行った。

事業項目	実施内容																
法人後見業務	<p>○ 法人後見業務</p> <p>平成 30 年度の受任件数 3 件</p> <table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19. 12. 26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>生活費の管理 福祉サービス利用支援他</td></tr><tr><td>H20. 2. 26</td><td>高齢者 (認知症)</td><td>後見</td><td>財産の管理 親族の後見人との連携</td></tr><tr><td>H29. 4. 5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理 福祉サービス利用支援他</td></tr></tbody></table> <p>※ 法人後見の現況については、資料 2 参照。</p>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	生活費の管理 福祉サービス利用支援他	H20. 2. 26	高齢者 (認知症)	後見	財産の管理 親族の後見人との連携	H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他
審判日	種別	類型	主な後見事務														
H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	生活費の管理 福祉サービス利用支援他														
H20. 2. 26	高齢者 (認知症)	後見	財産の管理 親族の後見人との連携														
H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他														

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。

なお、平成 30 年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、平成 29 年度より継続の 6 件に加え、当年度において新たに 6 件の後見監督人受任の審判がおりたため、平成 30 年度の受任件数は 12 件となった。

なお、当年度において被後見人の死亡により 6 件終了したため、平成 31 年 3 月末現在の監督人受任件数は 6 件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 平成 30 年度の受任件数 12 件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務 身上保護面を中心とした後見人支援
	H25. 4. 26	高齢者 (認知症)	後見	平成 30 年 12 月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	H27. 12. 18	高齢者 (認知症)	後見		
	H28. 4. 15	高齢者 (認知症)	後見	平成 30 年 9 月死亡により終了。 終了事務を行っている。	
	H28. 10. 4	高齢者 (認知症)	後見	平成 30 年 3 月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	H28. 10. 13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H29. 5. 18	障害者 (精神)	後見	平成 30 年 4 月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	H30. 4. 17	高齢者 (認知症)	後見	平成 30 年 9 月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	H30. 5. 9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30. 8. 14	高齢者 (認知症)	後見		
	H30. 8. 17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31. 1. 28	高齢者 (認知症)	後見	平成 31 年 2 月死亡により終了。	
H31. 2. 24	高齢者 (認知症)	後見			
※ 後見監督事務の現況については、資料 3 参照。					

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>30年度</th><th>29年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>45</td><td>59</td></tr></tbody></table>		30年度	29年度	区長申立て事務支援	45	59
	30年度	29年度					
区長申立て事務支援	45	59					

3. 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

平成30年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第1回 (4月)	1			○			○		○	84				○	○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	2			○			○		○	82			○		○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	3			○			○		○	80			○					○		社会福祉士	病院
	4			○			○		○	71				○	○					税理士	ケアマネジャー
	5	○				○			○		57		○					○		社会福祉士	社協あんしんサポート
	6				○			○	○		82	○				○				司法書士	地域包括支援センター
第2回 (5月)	7		○		○			○		77		○			○				司法書士	社協あんしんサポート	
	8			○		○			○	76	○				○				司法書士	社協あんしんサポート	
	9			○			○		○	83	○				○				弁護士	区高齢者在宅支援課	
第3回 (6月)	10			○			○	○		83	○				○					区民後見人	施設
	11			○			○	○		80			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	12			○		○		○		70		○			○				社会福祉士	地域包括支援センター	
	13		○		○				○	93				○	○					税理士	社協あんしんサポート
	14			○			○		○	98			○		○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	15			○			○		○	84		○			○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	16																				
第4回 (7月)	17			○			○	○		24				○		○		○	家裁一任	区障害者施策課	
	18			○			○	○		84		○			○				区民後見人	社協あんしんサポート	
	19	○			○			○		72		○			○				社会福祉士	地域包括支援センター	
	20			○			○		○	82		○			○				司法書士	地域包括支援センター	
	21			○			○		○	84		○			○				税理士	社協あんしんサポート	
	22			○		○			○	89		○			○				社会福祉士	社協あんしんサポート	
	23			○			○		○	68		○			○				司法書士	社協あんしんサポート	
	24			○			○		○	86		○			○				税理士	地域包括支援センター	
第5回 (8月)	25		○		○			○		72		○			○				税理士	社協あんしんサポート	
	26			○			○	○		76			○		○				司法書士	病院	
	27			○			○	○		78		○			○				税理士	地域包括支援センター	
	28			○			○	○		85			○			○			社会福祉士	社協あんしんサポート	
	29			○			○	○		77			○		○				司法書士	地域包括支援センター	
	30			○			○	○		78		○			○				社会福祉士	区住宅課	
	31			○			○		○	85		○			○				弁護士	地域包括支援センター	
	32	○			○				○	43		○				○			社会福祉士	障害者地域相談支援センター	
第6回 (9月)	33			○			○		○	88	○				○				税理士	区高齢者在宅支援課	
	34			○		○			○	75			○		○				司法書士	ケアマネジャー	
	35		○				○		○	80		○			○				社会福祉士	地域包括支援センター	
計		3	4	27	6	4	24	15	19	-	5	17	8	4	29	2	2	1	1	弁護士 2 司法書士 11 社会福祉士 11 税理士 7 家裁一任 1 区民後見人 2	

平成30年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第7回 (10月)	36			○			○		○	79			○					○	司法書士	病院	
	37			○			○	○		92	○				○				弁護士	区高齢者在宅支援課	
	38																				
	39		○			○				36		○						○	社会福祉士	本人	
第8回 (11月)	40			○			○	○		83				○	○				司法書士	地域包括支援センター	
	41		○			○			○	82		○			○				弁護士	ケアマネジャー	
第9回 (12月)	42			○			○	○		80	○							○	社会福祉士	区高齢者在宅支援課	
	43			○			○		○	84		○			○				司法書士	社協あんしんサポート	
	44			○			○		○	92	○				○				区民後見人	施設	
	45			○			○		○	94	○				○				司法書士	施設	
	46			○			○		○	84	○				○				社会福祉士	社協あんしんサポート	
	47			○		○			○	78			○						○	司法書士	ケアマネジャー
	48			○		○			○	57			○						○	司法書士	親族
第10回 (1月)	49			○			○	○		67			○						○	司法書士	区高齢者在宅支援課
	50			○			○	○		87		○			○					区民後見人	社協あんしんサポート
	51			○			○		○	77			○		○					弁護士	地域包括支援センター
第11回 (2月)	52		○			○			○	81			○		○					司法書士	ケアマネジャー
	53			○			○		○	87		○			○					司法書士	社協あんしんサポート
	54			○			○		○	92			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	55			○			○	○		87			○		○					社会福祉士	ケアマネジャー
	56			○			○		○	82			○		○					法人後見	ケアマネジャー
第12回 (3月)	57		○			○	○			71			○						○	社会福祉士	福祉事務所
	58			○			○	○		89			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	59			○			○	○		59		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	60		○				○		○	79		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	61			○			○	○		86		○			○					司法書士	地域包括支援センター
計		0	5	20	3	2	20	12	13	-	5	8	11	1	18	0	4	3	0	弁護士 3 司法書士 14 社会福祉士 5 法人後見 1 区民後見人 2	

計		3	9	47	9	6	44	27	32	-	10	25	19	5	47	2	6	4	1	弁護士 5 司法書士 25 社会福祉士 16 税理士 7 家裁一任 1 法人後見 1 区民後見人 4	
---	--	---	---	----	---	---	----	----	----	---	----	----	----	---	----	---	---	---	---	--	--

法人後見の現況

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
法人後見 2号	平成19年12月26日	知的・精神障害	女性、48歳	後見
	<p>(身上監護)障害福祉サービスでホームヘルパーや移動支援を利用しながら、単身で在宅生活している。時々妄想は見られるが、投薬により安定して生活している。担当職員及び支援員が2週間に1回自宅を訪問し、生活費を届け生活状況を確認している。</p> <p>(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。</p> <p>(今後の方針)年間収支は赤字ではあるが生活に支障はない。安定した生活を送れるよう継続して支援を行う。</p>			
法人後見 3号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成20年2月26日	認知症	女性、93歳	後見
<p>(身上監護)有料老人ホーム入所中。平成28年11月の健診でⅢ度房室ブロックの検査結果が出るも、親族より本人の状態や手術時のリスク等を考慮し、ペースメーカーの装着は行わないこととなった。認知症状が進行し、嚥下ができないことから経口による栄養摂取が困難となり平成29年2月に救急搬送で入院。退院後の栄養摂取は経鼻経管栄養となった。担当職員及び支援員により毎月1回の定期訪問を実施。家族懇談会に出席している。</p> <p>(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。</p> <p>(今後の方針)適宜長女の後見人や親族と協議を行いつつ、有料老人ホームでの生活を支援する。</p>				
法人後見 5号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成29年4月5日	知的障害	男性、60歳	後見
<p>(身上監護)平成15年よりグループホームに入所。担当職員及び支援員による毎月1回の定期訪問実施。ヘルパー付添いによる外出時に行方不明となったことや、転倒も増えているが、関係機関と協議しながら支援している。</p> <p>(財産管理)母親の遺産相続の手続きを行った。預貯金の管理を行う。</p> <p>(今後の方針)年間収支は黒字の予定である。グループホームでの安定した生活に向け支援する。</p>				

法人後見監督の現況

監督 104号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成25年4月26日	認知症	男性、83歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	平成22年5月に脳梗塞を発症し入院、退院後在宅生活が困難となったため、同年8月に特別養護老人ホームに入所。平成25年9月に大腿骨骨折の診断で入院し手術を行ったが、その後退院し、落ち着いて生活している。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年9月監督事務報告書を家裁に送付した。 平成30年12月11日、本人が急性心不全により死亡したため、後見終了事務を行った。			
監督 109号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成27年12月18日	認知症	女性、81歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	洋品店を営んでいたが、多重債務で自己破産の後、生活保護を受給。平成24年6月から地域福祉権利擁護事業を利用していたが、平成25年2月のグループホームに入所し解約となった。その後一時は申立人である親族が金銭管理を支援していたが、支援の継続が難しくなったため平成27年12月親族により申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年5月に監督事務報告書を家裁に送付した。			
監督 110号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年4月15日	認知症	男性、89歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	自宅アパートで一人暮らしをしていたが、平成27年10月から地域福祉権利擁護事業を利用し、金銭管理等の支援を受けていた。平成28年1月に脱水、低栄養で入院。自宅での一人暮らしが困難となり、施設入所の手続きが必要となったため、平成28年4月区長申立てによる申立てを行った。平成28年5月、区内の特別養護老人ホームに入所。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年8月に監督事務報告書を家裁に送付した。 平成30年9月4日、本人が肺炎により死亡したため、後見終了事務を行っている。			
監督 111号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年10月4日	認知症	女性、97歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	独り暮らしをしていたが、浪費を繰り返す生活だったため、平成27年12月から地域福祉権利擁護事業を利用していた。平成28年1月頃より自宅内で転倒を繰り返し、ショートステイを利用。自宅での独り暮らしは困難との診断があり、平成28年6月に特別養護老人ホームに入所した。支援する親族もいないため、平成28年9月区長による申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っていたが、平成30年3月12日、本人が心不全により死亡したため、後見終了事務を行った。			
監督 112号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年10月13日	認知症	女性、87歳	保佐
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	独り暮らしをしていたが、腰椎圧迫骨折等により歩行障害が悪化し、平成27年12月から入院、平成28年1月より老健施設に入所。その後判断能力の低下がみられ、平成28年9月区内特別養護老人ホームに入所した。社協のあんしん未来支援事業を利用して金銭管理の支援を受けていたが、判断能力の低下により契約継続が困難となった。住宅の解約、施設入所の手続き、施設利用料の支払い等のため申立てが必要となり、平成28年7月本人による申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成31年1月に監督事務報告書を家裁に送付した。			

監督 1 1 4 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成29年5月18日	精神障害	男性、79歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	17歳の時に統合失調症を発症し、措置入院。その後も入退院を繰り返していたが、昭和47年より現在の病院に入院している。これまで長兄が本人の支援を行ってきたが、長兄に判断能力の低下が見られたため、必要な手続きや支払いが滞ってきていた。支援してくれる親族もいないため、平成29年5月区長による申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っていたが、平成30年4月30日、本人が肺炎により死亡したため、後見終了事務を行った。			
監督 1 1 5 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年4月17日	認知症	男性、84歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	妻、長女と暮らしていたが、H28年に妻が亡くなり、同年金銭管理をしていた長女が亡くなった。H21年より生活保護を受給していたが、本人の年金収入が生活保護基準を上まわり廃止となる。H29年に本人が慢性腎不全により入院。本人は金銭管理できず、親族はいずれも高齢、疾病のため支援できないため、制度利用にいたった。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っていたが、平成30年9月23日、心不全のため死亡したため、後見終了事務を行った。			
監督 1 1 6 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年5月9日	脳梗塞後遺症	女性、81歳	補助
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	70歳の時に脳梗塞を発症し右半身麻痺の後遺症が残ったため、仕事をやめ平成20年9月から生活保護を受けていた。平成22年自宅借地権売却により約300万円の収入があり、生活保護は廃止となっている。平成22年から独居が難しくなり特別養護老人ホームに入所。姉が金銭的な管理なども支援をしていたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年7月に初回報告を家裁に送付した。			
監督 1 1 7 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月14日	認知症	男性、84歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	平成12年に脳梗塞を発症し、右不全麻痺、失語症などの障害が残り、一人暮らしが困難になった。平成16年、長兄の支援で特別養護老人ホームに入所した。施設入所後も、長兄夫婦が財産管理などを支援してきたが、平成28年1月に長兄が死亡した。しばらくは長兄の妻が支援していたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年10月に初回報告を家裁に送付した。			
監督 1 1 8 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月17日	認知症	男性、85歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	本人は独居で、地域権利擁護事業の支援を受けながら生活していたが、認知症が悪化し、在宅生活を続けることが難しくなった。施設入所の際の契約や財産管理を行える親族もいないことから、後見制度の利用に至った。H30年9月グループホームに入所した。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成30年10月に初回報告を家裁に送付した。			

監督 1 1 9 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成31年1月28日	認知症	女性、93歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>1人暮らしだったが、平成13年1月にケアハウスに入所。平成28年頃から物忘れや道に迷うなどの認知症状が出始め、外出や金銭管理も困難になっていた。平成30年8月居室内で転倒し、自立した生活が困難になったため、ショートステイを利用した。その後10月にも施設内で転倒し、右大腿骨を骨折、特別養護老人ホームに入所した。支援してくれる親族もいないため、後見制度の利用に至った。</p> <p>平成31年2月2日に肺炎のため死亡、終了となった。</p>			
監督 1 2 0 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成31年2月24日	認知症	男性、87歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	<p>公営住宅で独り暮らしをしている。平成28年から認知症により地域権利擁護事業の利用をしていた。その後、認知症が進行し、後見制度の利用に至った。現在は介護サービスと配食サービスを利用して在宅生活を送っているが、歩行のふらつきやADLの低下が見られ、独居は難しいため特養への入所を申請中。A判定が出ていることから、近日中に区内、近隣の特養に入所予定。</p> <p>平成30年4月に初回報告を家裁に送付し、今後区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う予定。</p>			

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 13 期

(平成30年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

貸借対照表

平成31年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,300,399	12,644,561	△5,655,838
未収金	0	690,200	690,200
流動資産合計	18,300,399	13,334,761	4,965,638
資産合計	18,300,399	13,334,761	4,965,638
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,605,061	6,923,314	4,681,747
未払費用	3,265,282	2,913,064	△352,218
預り金	430,056	498,383	68,327
流動負債合計	15,300,399	10,334,761	4,965,638
負債合計	15,300,399	10,334,761	4,965,638
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	18,300,399	13,334,761	4,965,638

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	2,326,136	1,970,000	356,136
受取利息	533	532	1
負担金収入	33,907,790	33,616,777	291,013
受取寄附金	124,645	0	124,645
経常収益計	36,359,104	35,587,309	771,795
(2) 経常費用			
① 事業費	28,292,796	26,057,010	2,235,786
給料手当	17,392,038	15,929,343	1,462,695
法定福利費	3,600,306	3,236,526	△ 363,780
福利厚生費	96,233	91,634	△ 4,599
その他の報酬	2,796,279	2,870,242	△ 73,963
消耗品費	284,349	326,116	△ 41,767
事務用品費	145,280	61,656	△ 83,624
賃借料	1,326,466	1,844,444	△ 517,978
保険料	131,740	130,970	△ 770
修繕費	125,647	55,037	△ 70,610
旅費交通費	127,178	138,455	△ 11,277
通信費	451,570	508,766	△ 57,196
支払手数料	78,254	68,163	10,091
広告宣伝費	776,270	516,400	259,870
業務委託費	393,606	0	393,606
研修費	1,000	0	1,000
分担金	341,980	197,558	144,422
助成費用	224,600	81,700	△ 142,900
雑費	0	0	△ 0
② 管理費	8,066,308	9,530,299	△ 1,463,991
役員報酬	993,000	981,000	△ 12,000
給料手当	3,770,142	5,789,860	△ 2,019,718
法定福利費	1,913,600	1,256,651	△ 656,949
福利厚生費	42,786	34,216	△ 8,570
その他の報酬	450,000	540,000	△ 90,000
消耗品費	135,447	139,764	△ 4,317
事務用品費	63,672	26,424	△ 37,248
通信費	141,662	176,113	△ 34,451
賃借料	80,264	302,248	△ 221,984
修繕費	151,049	170,143	△ 19,094
業務委託費	79,785	0	79,785
研修費	64,800	0	64,800
支払手数料	33,538	29,213	4,325
分担金	146,563	84,667	61,896
経常費用計	36,359,104	35,587,309	771,795
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 成年後見制度利用推進事業	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	2,326,136	0	0	2,326,136
受取利息	533	0	0	533
負担金収入	25,841,482	8,066,308		33,907,790
受取寄附金	124,645	0	0	124,645
経常収益計	28,292,796	8,066,308	0	36,359,104
(2) 経常費用				
①事業費	28,292,796	0	0	28,292,796
給料手当	17,392,038	0	0	17,392,038
法定福利費	3,600,306	0	0	3,600,306
福利厚生費	96,233	0	0	96,233
その他の報酬	2,796,279	0	0	2,796,279
消耗品費	284,349	0	0	284,349
事務用品費	145,280	0	0	145,280
賃借料	1,326,466	0	0	1,326,466
保険料	131,740	0	0	131,740
修繕費	125,647	0	0	125,647
旅費交通費	127,178	0	0	127,178
通信費	451,570	0	0	451,570
支払手数料	78,254	0	0	78,254
広告宣伝費	776,270	0	0	776,270
業務委託費	393,606			393,606
研修費	1,000	0	0	1,000
分担金	341,980	0	0	341,980
助成費用	224,600	0	0	224,600
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	8,066,308	0	8,066,308
役員報酬	0	993,000	0	993,000
給料手当	0	3,770,142	0	3,770,142
法定福利費	0	1,913,600	0	1,913,600
福利厚生費	0	42,786	0	42,786
その他の報酬	0	450,000	0	450,000
消耗品費	0	135,447	0	135,447
事務用品費	0	63,672	0	63,672
通信費	0	141,662	0	141,662
賃借料	0	80,264	0	80,264
修繕費	0	151,049	0	151,049
業務委託費	0	79,785		79,785
研修費	0	64,800	0	64,800
支払手数料	0	33,538	0	33,538
分担金	0	146,563	0	146,563
経常費用計	28,292,796	8,066,308	0	36,359,104
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	19,305,049	19,305,049	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	14,602,741	14,602,741	0	

4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	19,305,049	未払金	(10,643,951)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

6. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	12,338,626
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	2,177,035
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	784,738
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
流動資産合計				18,300,399
資産合計				18,300,399
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付未払額	10,643,951
	未払金	杉並区社会福祉協議会に対する未払額	杉並区社会福祉協議会よりの負担金精算に伴う還付未払額	961,110
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	事業費及び管理費の事業年度末経費未払額	3,265,282
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	430,056
流動負債合計				15,300,399
負債合計				15,300,399
正味財産				3,000,000

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

平成31年4月25日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 石川 貴世子



監事 三田 利春



私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和元年度

公益社団法人杉並区成年後見センター

事業計画書・収支予算書

令和元年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもと成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

令和元年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。また、地域連携ネットワークの体制をさらに整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並社協との連携のもと検討し、成年後見制度利用促進に向けて取り組む。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、当法人主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

これまでに養成した区民後見人に対しては、区民後見人等候補者の紹介から区民後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、当センターが必要と認める研修を実施するとともに、法人支援員として活用する事業を行う。

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の周知及び利用促進、当法人事業の周知及び広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加、または共同での開催を通じて周知活動を行う。

また、区庁舎および「ふれあいフェスタ」での成年後見制度のパネル展示に加え、昨年度から取り組んでいる、すぎなみフェスタや浴風会の催事への参加するなど引き続き積極的に取り組み、周知活動を行うとともに、平成31年度に発足する杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて出張説明会の案内を行う。

パネル展示の周知活動の実施に際しては、法人支援員の活用を図る。

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に応じるほか、必要に応じて訪問して相談を受ける。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を行うとともに、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対する対応も行う。

さらに、地域連携ネットワークの体制を整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並区社協との連携のもと検討し、成年後見制度利用促進に向けて取り組む。

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者に対し、ホームページ等を通じ助成制度の周知を図り、制度利用が必要な者に対し以下の助成事業を行う。なお、後見報酬助成事業については平成31年度から助成額を改定する。

(申立て費用助成事業)

後見開始等の申立てを行おうとする者が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民に対して、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会を、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。

高齢者については密接な関係にある地域包括支援センターの連絡会に出席し、実務者レベルでの連携強化を図る。また、障害者については障害者地域相談支援センター等との連携をより強化する。

さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見業務

(8) 法人後見業務

平成29年度に策定した杉並区成年後見センターの法定後見の法人後見受任基準に基づき、法人後見受任の拡充を図ることとし、成年後見制度の利用を必要とする者の個別の事案の特性から法人後見としての対応が必要な場合には、当法人が後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、今後の受任開始をめざし、必要な受任基準や体制整備について検討する。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

個別事案について区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

法定後見及び任意後見の制度利用に際し、法人後見監督人としての対応の必要が生じた場合には、後見監督事務を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては、支援できる親族がない事例や困難事例が増加傾向にあるため、関係機関との連携をとりながら必要な事務の支援を行う。

【法人管理業務】

(1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。

収 支 予 算 書
(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	1,287,000	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	500	
負担金収入	<u>42,206,056</u>	杉並区 27,360,000 円、杉並社協 14,846,056 円
経常収益計	43,493,556	

(2) 経常費用

① 事業費

① 事業費	34,449,058	
給料手当	18,654,044	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	3,869,465	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	118,528	
その他の報酬	4,818,000	委員報酬、法律専門職報酬他
消耗品費	467,943	
事務用品費	105,000	
賃借料	2,054,707	サーバー・端末 PC リース料、相談管理システム
保険料	146,000	
修繕費	124,432	
旅費交通費	207,000	
通信費	603,400	電話利用料他
支払手数料	99,400	
広告宣伝費	704,700	パンフレット等作成費用
研修費	110,000	
業務委託費	773,152	議事録作成（運営委員会）
分担金	427,000	
申立費用助成	1,143,770	成年後見制度利用助成事業他
雑費	22,517	

② 管理費

② 管理費	9,044,498	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	3,869,554	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,789,351	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	28,493	
その他報酬	891,000	法律専門職報酬
消耗品費	200,547	
事務用品費	45,000	
通信費	195,600	
賃借料	384,977	
修繕費	150,528	
支払手数料	42,600	
業務委託費	193,848	議事録作成（理事会）
分担金	<u>183,000</u>	

経常費用計 43,493,556

当期経常増減額 0

当期一般正味財産増減額 0